

## 非対面型販売促進事業費補助金交付要綱

制定 令和2年4月24日付第202000025100号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、非対面型販売促進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県産農林水産物を取り扱う食品加工業者が取り組む対面によらない商品販売等を支援し、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している県産農林水産物の需要と、県産農林水産物を取り扱う食品加工業者の経営回復を図ることを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 非対面型の商談

インターネット等を活用し、直接対面しないで商談を行うこと(商品サンプル及び試供品の提供を含む)。

#### (2) 非対面型の販売

自社ホームページ等を活用し商品販売を行うこと。

#### (3) 非対面型の販売促進

店頭等で消費者と対面して行う試食提供に代わり、店頭等に試供品を配置等すること。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 本補助金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所を有する食品加工業者(6次産業化に取り組む農林漁業者及び法人を含む)で、かつ令和2年2月1日以前に加工販売を開始している者とする。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、令和3年1月31日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止。
  - (2) 本補助金の増額を伴う変更。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項第1号又は2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の提出)

第11条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類の提出先は下記のとおりとする。

事業実施主体区分	提出先
6次産業化に取り組む農林業者及び農林業を営む法人	東部農林事務所(八頭郡内に係るものの場合にあつては、東部農林事務所八頭事務所とする。)、中部総合事務所又は西部総合事務所(日野郡内に係るものの場合にあつては、西部総合事務所日野振興センターとする。)(以下「地方事務所」という。)
6次産業化に取り組む漁業者及び漁業を営む法人、鮮魚仲買組合の組合員	農林水産部水産振興局水産課
食品加工業者	商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日実施事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
非対面型販売促進事業	県産農林水産物の食品加工業者（県内に事業所を有する法人若しくは個人事業者（6次産業化に取り組む農林漁業者及び法人を含む。ただし、令和2年2月1日以前に加工販売を開始していること。）。）	<p>県産農林水産物を使用した加工食品に係る非対面型の商談及び販売・販売促進に必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット商談に必要な通信環境整備、ホームページ等における販売サイトでの販売、試供品及び商品サンプル（以下「試供品等」という。）製造に係る消耗品購入、試供品等製造委託、試供品等発送、試供品製造に係る備品整備、試供品用ラベル作成、商品チラシ作成、食品衛生管理に必要な消耗品及び備品整備、食品衛生研修の実施（実演含む）（令和2年4月1日以降に支払った経費を対象とする。）</li> </ul>	2/3	500千円

\*補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

年度非対面型販売促進事業計画書（実績報告書）

1 事業実施主体

住 所	〒		
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		
区分	* 該当するものを○で囲んでください。 1 6次産業者（農林産物） 2 6次産業者（水産物）・鮮魚仲買組合の組合員 3 食品加工業者		
県産農林水産物を使用する主な加工食品の品名	* 食品表示「一括表示」の品名欄に記載している品名を記入してください。		
使用する主な県産農林水産物名			
販売開始時期	年 月 日		

2 事業の内容及び経費区分

項目	内容	実施時期	補助対象経費	内 訳	
				県 費	その他
(1) 通信環境整備			円	円	円
(2) 試供品製造			円	円	円
(3) ネット商談			円	円	円
(4) 食品衛生管理			円	円	円
合 計			円	円	円

- (1) 県産農林水産物を使用した加工食品の非対面型商談・販売及び販売促進に係る取組のうち、該当する事業種目ごとに記載すること。
- (2) 機械の導入を予定している場合は名称、仕様（括弧書き）、用途を記載すること。
- (3) 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合は、「融資該当有」と記載の上、別紙に融資の内容を記載して添付すること。
- (4) 事業完了までに、別紙に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙に改めて融資の内容を記載し、実績報告書に添付すること。

### 3 収支予算（収支決算）

#### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

#### (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定年月日

5 県内事業者への発注（委託費に限る。）が困難である場合の理由

＊県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載すること。

6 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

＊他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

＊活用が有る場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

＊消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

8 添付資料等

(1) 計画時

ア 機械・器具（3万円以上の場合）の詳細がわかる資料（見積書等）

イ 機械等の詳細なカタログ、必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。

ウ 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を添付すること。

選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能がなぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

(2) 実績報告時

ア 補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払い金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表及び、証ひょう書の写し。

また、必要に応じてインターネット販売サイト画面、購入機器及び食品衛生管理研修等の写真、チラシ及び商品ラベル等の事業実施内容がわかる資料を添付すること。

別紙

種 目・項 目	補助金を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度非対面型販売促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった非対面型販売促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「非対面型販売促進事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、非対面型販売促進事業費補助金交付要綱（令和2年4月24日付第202000025100号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

所 在 地  
名 称  
代表者名 (印)

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった、非対面型販売促進事業費補助金について、非対面型販売促進事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
  
- 5 添付資料
  - (1) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額の精算の内訳
  - (2) その他、参考となる資料